

父所告春雄亦爲父不孝仍付國宰令推斷

〔扶桑略記二十九條〕延久二年十一月七日、依口祖母上東門院御腦大赦天下、但坐神事壞佛像殺父母者不在赦限。

〔大鏡六大臣道兼〕此殿父おとゞ○藤原の御いみには、御殿などにもゐさせ給はで、あつきにことつけて御簾もあげ渡して、御念誦なども玄給はす、さるべき人々よびあつめ、後撰古今ひろげて興言しあそびて、つゆなげかせ給はざりけり、其ゆへは花山院をば我こそすかしおろしたてまつりたれ、されば關白をもゆづらせ給ふべき也といふ御うらみなりけり、よづかぬ御事なりや〔枕草子十三〕右衛門のせうなるもの、ゑせおやをもたりて、人の見るにおもてぶせなど見ぐるしう思ひけるが、伊よのくによりのぼるとして、海におとしいれてけるを人の心うがりあさましがりけるほどに、七月十五日ばんを奉るといそぐを見給ひて、道命あがやり、

わかつうみにおやををし入てこのぬしのばんするみるぞあはれなりける、どよみ給ひけるこそいとをしけれ、

〔中右記〕元永二年三月廿日、或人云筑前入道敷憲爲息男進士爲兼、被追出宅中立道路云々不孝第一之者、雖末代有如此惡人、誠言語不及、

〔神皇正統記二條〕義朝重代の兵たりしうへ保元の勳功してられがたくはべりしに、父爲義源のくびをきらせたりしこと、大いなるとがなり、古今もきかず、和漢にもためしなし、勳功に申かはるとも、みづからしりぞくとも、などか父を申たすくる道なかるべき孝行かけはてにければ、いかでかつるにその身をまたくすべき、ほろびぬることは天理なり、

〔今昔物語二十九〕大和國人爲母依不孝得現報語第卅一

今昔大和國添ノ上ノ郡ニ住ム人有ケリ、字ヲ瞻保ト云ヒケリ、此バ公ニ仕ル學生也ケリ、明暮ハ